

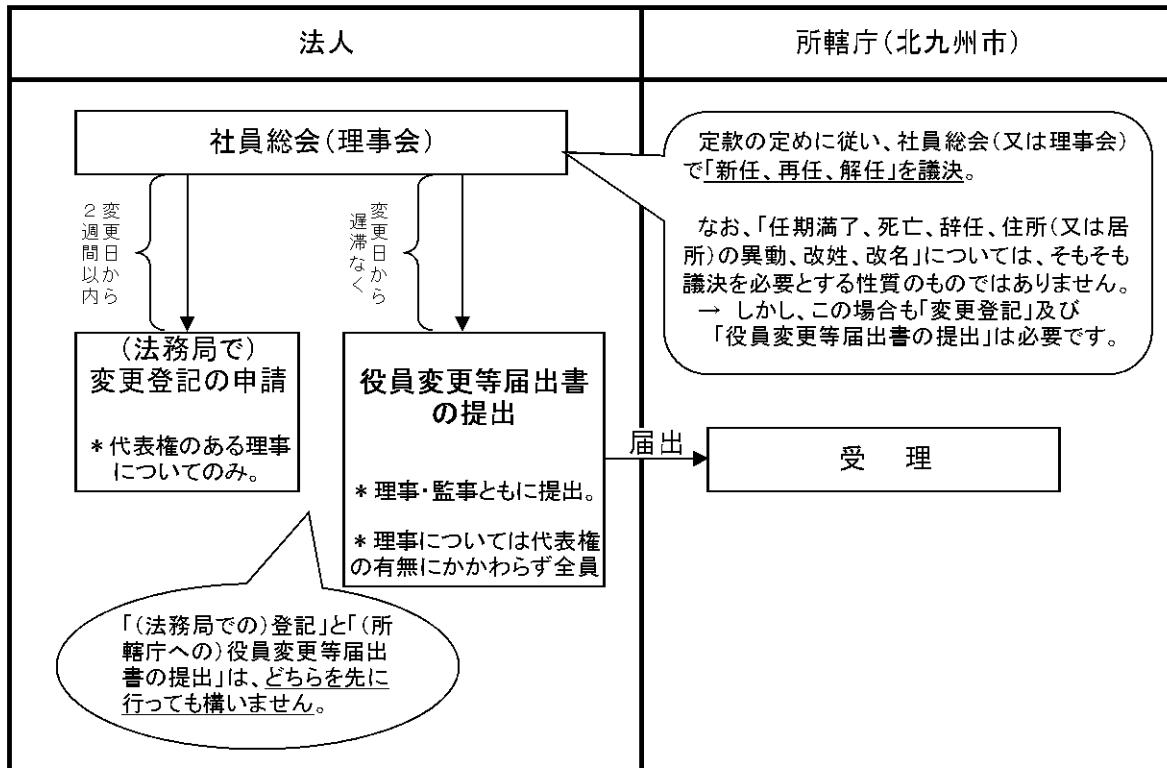
第3章 役員を変更する場合の手続き

1 役員変更等届出

(1) 手続きの流れ

役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合は、遅滞なく所轄庁に変更後の役員名簿を添えて届け出なければなりません。具体的には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓、改名の場合になります。

なお、市町村合併や区画変更により、住居表示が変更された場合も同様に届出が必要です。



《参考》 平成24年4月1日から、NPO法及び組合等登記令の改正により、「理事の代表権の範囲又は代表権の制限に関する定め」が登記事項となりました。

これにより、代表権のある理事のみを登記することとなりました。代表権のある理事に変更があった場合（再任も含む）には登記の変更手続が必要です。

理事だった者が監事に就任した場合も役員変更等届出書を提出するの？

提出する必要があります。
詳しくは、[Q&A 9] (108ページ) をご覧ください。

理事長（代表者）が単なる理事（いわゆる平理事）になつた場合も役員変更等届出書を提出するの？

提出する必要はありません。ただし、代表者変更の登記をする必要がある場合があります。詳しくは、[Q&A 10] (108ページ) をご覧ください。

役員変更等届出書は、事業報告の際に1事業年度分をまとめて提出すればいいの？

役員に変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく届け出る必要があります。事業年度終了後にまとめて提出するものではありません。
詳しくは、[Q&A11]（108ページ）をご覧ください。

（2）届出に必要な書類

	提出書類	部数	参照 ページ	備　考
1	役員変更等届出書（様式第4号）	1部	37	
2	変更後の役員名簿	2部	40	
3	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	1部	41	「新任」の場合のみ
4	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）	1部	—	「新任」の場合のみ

※ 「4役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）」とは、原則として住民票（コピーは不可。）を指します。印鑑証明書や運転免許証のコピーなどは認められません。

※ 住民票は、マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

（3）法務局での登記

登記をしている理事に変更等があった時は、登記の変更手続きが必要です。

例えば理事長のみが代表権を有するという定めをしている場合には理事長だけを登記します。この場合、代表権を有する理事の氏名、住所及び資格に変更が生じた場合は、組合等登記令に従い、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所（その他の事務所）の所在地においては3週間以内に、法務局（登記所）で変更の登記を行わなければなりません。

監事も登記しないといけないの？

監事は登記事項ではありません。
詳しくは、[Q&A12]（108ページ）をご覧ください。

再任（重任）の場合も登記が必要なの？

代表権のある理事が任期満了と同時に同じ役職に再度選任された場合、すなわち再任（重任）の場合も、登記する必要があります。

詳しくは、[Q&A13]（109ページ）をご覧ください。

記載例

「提出日(郵送の場合
は投函日)」を記載し
ます。

年 月 日

北九州市長様

定款のとおりに
正確に記載します。

主たる事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人の名称 トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマル

代表者氏名 北九 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

「理事」「監事」
の別を記載。

記

「-(ハイフン)」ではなく、
住民票のとおりに記載。

変更年月日 変更事由	役名	氏名(フリガナ)	住所又は居所
〇年〇月〇日 新任(補欠)	理事	キタキョウ タロウ 北九 太郎	北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
〇年〇月〇日 新任(増員)	監事	〇〇 〇〇
〇年〇月〇日 再任	理事	〇〇 〇〇
〇年〇月〇日 任期満了	監事	〇〇 〇〇
〇年〇月〇日 辞任	理事	〇〇 〇〇
〇年〇月〇日 死亡	理事	〇〇 〇〇
〇年〇月〇日 改姓	監事	(旧)〇〇 太郎 (新)〇〇 太郎
〇年〇月〇日 住所の異動	理事	〇〇 〇〇	(旧)北九州市〇〇区..... (新)福岡市〇〇区.....

住居表示のみ変更となつ
た場合は、その旨を付記
しましょう。

<「再任」の具体例1> 役員改選時に理事が交代したケース

- ・役員の人数：理事3人、監事1人
- ・役員任期の末日：○○年5月31日



(A) が任期満了で理事を退任し、補欠として(B) が理事に就任。残りの理事・監事は再任された場合。

変更年月日 変更事由	役名	氏名(フリガナ)	住所又は居所
○○年5月31日 任期満了	理事	○○○○ (A)
○○年6月1日 新任	理事	○○○○ (B)
○○年6月1日 再任	理事	○○○○
○○年6月1日 再任	理事	○○○○
○○年6月1日 再任	監事	○○○○

(B) については
①就任承諾及び誓約書
の写し、②住民票を添
付

<「再任」の具体例2> 伸長規定により改選を行ったケース

- ・役員の人数：理事3人、監事1人
- ・役員任期の末日：○○年3月31日（事業年度の末日と同一）
- ・役員任期の伸長規定あり。（○○年4月12日に総会開催）



伸長規定により○○年4月12日の総会終結時まで任期が伸長された場合。

なお、(A) は任期満了により退任。同総会で後任者 (B) を選任。

変更年月日 変更事由	役名	氏名(フリガナ)	住所又は居所
○○年4月12日 再任	理事	○○○○
○○年4月12日 再任	理事	○○○○
○○年4月12日 再任	監事	○○○○
○○年4月12日 任期満了	理事	○○○○ (A)
○○年4月12日 新任	理事	○○○○ (B)

(B) については
①就任承諾及び誓約書
の写し、②住民票を添
付

<「任期満了+新任」の具体例 3> 任期満了後に改選を行ったケース

- ・役員の人数：理事 3 人、監事 1 人
- ・役員任期の末日：○○年 3 月 31 日
- ・役員任期の伸長規定なし（○○年 4 月 7 日に総会開催）



任期満了後に改選を行ったため、役員の任期に空白期間が生じる場合。

〔この場合、次期役員の任期は、○○年 4 月 7 日から定款に
定める期間（2 年又は 1 年など）になります。〕

変更年月日 変更事由	役名	氏名(フリガナ)	住所又は居所
○○年 3 月 31 日 任期満了	理事	○○○○ (A)	・・・・・・・・・・・・
○○年 3 月 31 日 任期満了	理事	○○○○ (B)	・・・・・・・・・・・・
○○年 3 月 31 日 任期満了	理事	○○○○ (C)	・・・・・・・・・・・・
○○年 3 月 31 日 任期満了	監事	○○○○ (D)	・・・・・・・・・・・・
○○年 4 月 7 日 新任	理事	○○○○ (A)	・・・・・・・・・・・・
○○年 4 月 7 日 新任	理事	○○○○ (B)	・・・・・・・・・・・・
○○年 4 月 7 日 新任	理事	○○○○ (C)	・・・・・・・・・・・・
○○年 4 月 7 日 新任	監事	○○○○ (D)	・・・・・・・・・・・・

*全員について、①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付。

記載例

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。

役員が変更になった日を記入してください。

○年○月○日現在

(特定非営利活動法人○○○○)

役名	氏名(フリガナ)	住所又は居所	報酬の有無
理事長	キタキュウ タロウ 北九 太郎	北九州市○○区○○○丁目○番○号	有
副理事長	○○ ○○	理事、監事それぞれ住民票のとおりに記載してください。	無
理事	○○ ○○		無
理事	○○ ○○	理事、監事総数の3分の1までの方しか報酬を得られません。	無
監事	○○ ○○		無

役員ごとの賛本を提出する
原本は申請者が保管する

定款のとおりに記載します。

記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

年 月 日

「新任」の役員について、
1人1枚ずつ作成します。
(連名は不可。)

就任承諾及び誓約書

住民票のとおりに記載し
てください(ワープロ可)。

住所又は居所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

氏 名 北九 太郎

監事の場合は「監事」と書き換える。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

特定非営利活動促進法第20条の要件

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(特定非営利活動促進法施行規則第2条の2)

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

注 具体的には、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者又は3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。

- ・ 役員総数5人以下…配偶者又は3親等以内の親族は含まれることになってはならない。
- ・ 役員総数6人以上…配偶者又は3親等以内の親族は、それぞれの役員について一人だけ含まれてよい。

2 [コラム] 再任の考え方について

NPO法では「役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。」と規定されているため、法人は定期的に役員を改選していかなければなりません。そして、役員改選を適正に行っていくためには……

法人の役員任期がどのようなサイクルで回っているのかについて把握することが大切です。

1 まずは、設立当初の役員の任期を確認しましょう。

- ・ 役員の任期は、法人設立時に必ず定款に規定しているはずです。そうでなければ、所轄庁から設立の認証を受けることができないからです。しかし、思い違いや認識不足から、役員任期のサイクルを誤って理解している法人も見受けられるようです。そこで、まずは設立当初の役員の任期について考えてみましょう。
- ・ 設立当初の役員の任期の初日（始まり）は、当然に「法人成立日」、すなわち、「設立登記日」になります。法務局で登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を取得して、「法人成立の年月日」の欄を見ると記載されています。
- ・ では、任期の末日（終わり）はいつになるのか。これについては、ほとんどの法人が定款附則で規定していると思われます。

ここで、ある法人が定款附則に「この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から（2年以内の）令和4年5月31日までとする。」と規定していたと仮定します。ちなみに、「第16条第1項」というのは定款本則のうち役員任期について定めた条文を指しており、「役員の任期は、〇年とする。」といった表現で「2年」又は「1年」と規定していることが多いようです。

この場合、設立当初の役員の任期の末日（終わり）は、文字どおり「令和4年5月31日」になります。なかには「定款（本則）に2年と規定しているのだから、成立した日から2年が経過した日が設立当初の役員の任期の末日だ。」と思われている法人もあるようですが、わざわざ「第16条第1項の規定にかかわらず」と書かれているとおり、「定款本則で2年と規定しているけれども、設立当初の役員に限っては（2年という期間に縛られず）文字どおり『令和4年5月31日』が任期の末日である。」ということになります。もちろん、定款附則で2年以上の任期を定めることができないことは言うまでもありません。（なぜなら、NPO法第24条で「役員の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。」と規定されているからです。）

- ・ 以上のことから、設立当初の役員の任期は、定款附則に記載された「成立の日から令和4年5月31日まで」ということになるのですが、それでは次の役員の任期はいつからいつまでになるのでしょうか。

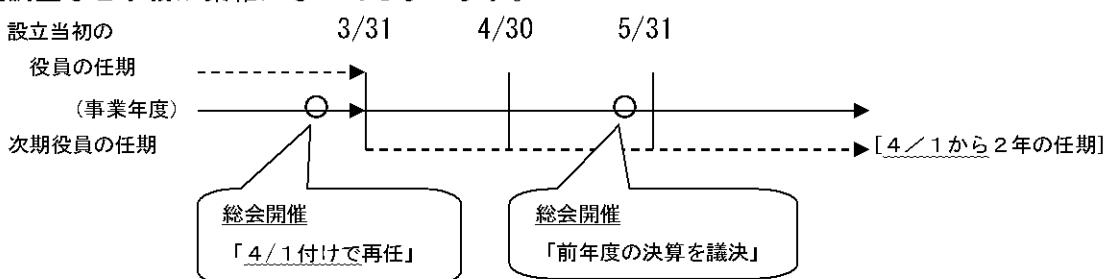
次の役員は設立当初の役員ではありませんので、定款第16条第1項の規定に基づき、「令和4年6月1日から2年間、すなわち令和6年5月31日まで」ということになります。そして、更に次の役員の任期は「令和6年6月1日から（2年後の）令和8年5月31日まで」というように、以降2年ごとに役員の改選を行っていくことになります。



2 次に、定款に役員任期の「伸長規定」を定めているか確認しましょう。

- 実は、上記1の事例は、設立当初の役員任期の末日を「事業年度の末日の2ヶ月後」に設定している法人を想定したものになります。しかし、実際は事業年度の末日と役員任期の末日を揃えている法人もいます。具体的には、事業年度を「毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」と定めている法人が、設立当初の役員の任期を「成立の日から令和4年3月31日まで」と規定している場合がこれに当たります。そして、このような法人の場合、設立当初の事業年度が終了すると同時に設立当初の役員の任期も終了するということになります。

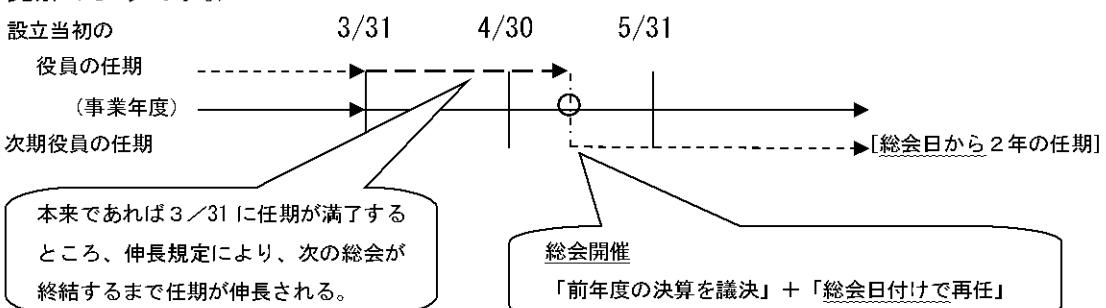
しかし、この場合、役員の選任を総会の議決事項としている法人は、事業年度が終了する前に一度総会を開いて役員の改選を行い、事業年度が終了した後に改めて決算等に係る総会を開催することになり、招集通知の発送や日程調整など事務が繁雑になってしまいます。



- そこで、NPO法では、役員を総会で選任すると規定している法人に限り、定款本則に役員任期の「伸長規定」を定めることができるようになっています。この「伸長規定」とは、「後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。」といった趣旨の規定を指しています。

それでは、この場合の役員の任期について考えてみましょう。まずは、定款附則で、設立当初の役員の任期を「成立の日から令和4年3月31日まで」と規定し、設立当初の事業年度の末日を「令和4年3月31日」と定めていると仮定します。この法人が定款に伸長規定を定めていて、令和4年3月31日までに役員の改選を行っていなかった場合は、次の総会が終わるまで自動的に任期が伸びることになります。そして、この総会で役員改選と決算を同時に議決できるようになるわけです。

では、次期役員の任期はいつからいつまでになるのでしょうか。伸長規定について定めるNPO法第24条第2項を見ると、「任期の末日後最初の社員総会が終結するまで」その任期を伸長することができると定められていますので、設立当初の役員の任期は「成立の日から（令和4年3月31日を過ぎて最初に開催した）総会が終結するまで」ということになります。したがって、次の役員の任期は「この総会の終結後から2年間」ということになります。もちろん、2年後の改選時に、再び伸長規定の適用を受けて任期が伸びることもあります。また、伸長規定により任期が伸びる場合は、結果として役員任期が2年を超えることになっても構いません。（ただし、この場合も際限なく伸長できるわけではないというのが法務局の見解のようです。）



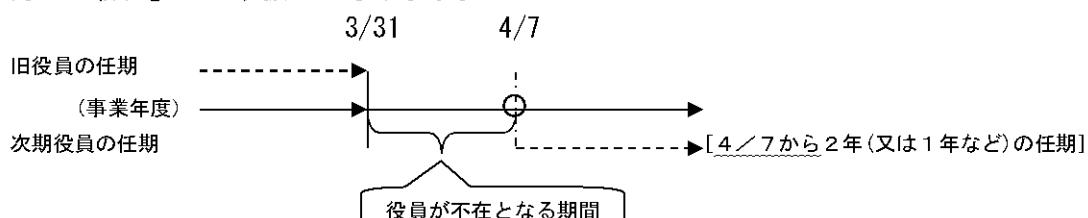
3 あとは、役員任期が満了するまでに改選（予選）を行うようにしましょう。

- ・ 法人の役員任期がどのようなサイクルで回っているのか把握できれば、あとは、毎回、任期が満了する前に（役員に不在の期間が生じないように）改選を行っていくことになります。
- ・ なお、任期満了前に改選を行ったとしても、次期役員の任期は現役員の任期満了後に始まります。わかりやすく言うと、任期の末日が5月31日の場合に、5月25日付けで総会を開いて改選（予選）を行ったとしても、次期役員の任期は5月25日（総会日）からではなく6月1日から始まることになります。（つまり、「6月1日付けで再任・新任」と議決することになります。）なぜなら、5月31日までは（本人が辞任したり、解任された場合を除き）当然に現役員の任期が続いているからです。

もちろん、役員任期の伸長規定を定めている場合であって、本来の任期の末日後に開かれる最初の総会で改選を行った場合は、当該総会が終結した時点で次期役員の任期がスタートすることになりますので、「総会日付けで再任・新任」ということになります。

4 役員任期が満了する前に改選を行わなかった場合の考え方。

- ・ それでは、万が一、任期満了までに役員の改選を行わなかった場合はどうなるのでしょうか。ここで、「伸長規定の定めがなく、事業年度の末日と役員任期の末日がどちらも3月31日である法人が、同日までに改選を行わなかった場合」を例に考えてみましょう。
- ・ まず、伸長規定の定めがなければ、3月31日をもって役員の任期が満了してしまうので、それ以降は理事がいないということになってしまいます。仮に、その後すぐに（4月7日に）改選を行い、旧役員全員が再度選任されたとしても、4月1日に遡って就任することはできないので、「4月1日再任」や「4月7日再任」ではなく、あくまで「3月31日任期満了、4月7日新任」という扱いになります。



- ・ したがって、所轄庁（北九州市）に提出する役員変更等届出書については、「任期満了」という内容と「新任」という内容の届出が必要となり、後者（「新任」）については①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付しなければなりません。そして、次期役員の任期は「4月7日から2年（又は1年など定款で定める期間）」ということになります。（この場合の役員変更等届出書の具体的な記載例は39ページをご参照ください。）

また、任期満了から役員改選の総会までに相当期間が経過している場合は、仮理事の選任が必要となることがあります。仮理事の選任については所轄庁にお問い合わせください。

* 「仮理事」とは…

理事が欠け、遅滞のため損害が生ずるおそれがある場合に、所轄庁が、利害関係人の請求によりまたは職権をもって選任する「仮の理事」のことです。ここで選ばれた仮理事が社員総会を招集し、同総会において新理事を選出することになります。

※ 役員の改選については、フローチャート（97ページ）をご活用ください。